

新婚世帯の住宅取得・リフォーム・賃借費用、引越費用を支援します

結婚新生活支援事業費補助金

新たに婚姻した夫婦が、婚姻を機に酒田市内で取得・リフォーム、賃借した住宅に要した費用と引越しの際に要した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。



◆対象となる方

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべての項目に該当する世帯

- ①対象となる住宅が酒田市内にあり、補助金の交付申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること
- ②婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること
- ③令和7年分の夫婦の所得が合わせて500万円未満であること
※ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- ④夫婦で、市が指定する家事育児参加促進講座等を受講すること
- ⑤他の公的制度による家賃補助、住宅取得やリフォームの補助等を受けていないこと
- ⑥夫婦の一方または双方が、過去にこの補助金を受けていないこと
- ⑦本市の市税の滞納がないこと
- ⑧申請日から2年以上継続して酒田市内に居住する意思があること
- ⑨酒田市暴力団排除条例に規定する暴力団員などでないこと

◆対象となる費用及び額

期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日までの費用

※原則として婚姻日以降の費用が対象です。

対象費目：①新居の購入費用、リフォーム費用

②賃貸に関わる費用

賃料（勤務先からの住宅手当を除いた額）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

③新居に引越しをした際に、引越業者または運送業者に支払った費用

※婚姻前から同居している場合、婚姻日から起算して1年以内に契約した物件に対する費用は対象です。1年以上前に契約した場合は、婚姻日前の費用は対象になりませんが、婚姻日以降の費用は対象になります。

※申請者またはその配偶者が契約し、費用を支払っているものが対象です。

上限額：夫婦ともに婚姻日における年齢が

29歳以下の世帯 ⇒ 60万円 39歳以下の世帯 ⇒ 30万円



申請の流れは裏面へ→

◆ 基本的な申請の流れ

- ① 婚姻届の提出
- ② 住宅、引越の契約
- ③ 支払い
- ④ 提出書類の準備、来館予約
- ⑤ 申請

お手続きをスムーズに進めるため、
申請までにあらかじめご相談ください

- ★ 申請受付期間は令和8年7月1日（水）～令和9年3月31日（水）までです。
- ★ 申請は年度内で一度しかできません。
- ★ 予算がなくなり次第終了となりますので、申請時期はご夫婦でご相談ください。
- ★ 書類に不備があると申請受理できません。事前にお早目のご相談・書類確認をオススメします。
- ★ 申請の前に、来館予約をお願いいたします。

提出先：酒田市中町三丁目4番5号 酒田市交流ひろば
酒田市市民部 共生社会課 公益活動推進係



◆ 提出書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 婚姻後の戸籍全部事項証明
- 夫婦の令和7年分の所得証明書
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（奨学金の貸与を受けている場合）
- 新居の契約書の写し
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）
※支給の有無に関わらず、勤務先から証明をいただいでください。
- 住居費を支払ったことを証する書類
- 引越費用を支払ったことを証する書類
- 家事育児参加促進講座等の受講証明書等（申請時において未開催の場合は、後日提出で可）
- 市様式の請求書（要押印、ゴム印・スタンプ印不可）※交付決定後



- ★ 交付申請書（様式第1号）、住宅手当支給証明書（様式第2号）及び市様式の請求書は酒田市ホームページからダウンロードできます。

◆ お問い合わせ

- ★ お問い合わせの際は、「結婚新生活支援事業費補助金について」とお尋ねください。

酒田市中町三丁目4番5号 酒田市交流ひろば
酒田市市民部 共生社会課 公益活動推進係
電話：0234-26-5612 Mail：kyousei@city.sakata.lg.jp

HPはこちらから

